

相談内容等	相談日	相談時間	実施機関	電話番号	場所(会場)
こどもの人権110番 こどもの人権問題全般に関すること	平日	8:30～17:15	静岡地方方法務局人権擁護課	0120-007-110	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
女性の人権ホットライン 女性の人権問題全般に関すること	平日	8:30～17:15	静岡地方方法務局人権擁護課	0570-070-810	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
外国人のための人権相談所 日本語を自由に話すことができない方からの人権相談	平日	9:00～17:00	静岡地方方法務局人権擁護課	0570-090-911	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎

7 交通事故

*相談日は、特記のないものは祝日及び年末年始を除く。

相談内容等	相談日	相談時間	実施機関	電話番号	場所(会場)
交通事故相談 ・賠償額の試算 ・自賠責保険の請求 ・示談の仕方 等	月～金曜日	9:00～12:00 13:00～16:00	静岡県交通事故相談所	054-202-6000	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階中部県民生活センター内
	毎月第1・2・3木曜日 (法律相談)	13:00～15:00			

8 消費生活

(1) 消費生活全般

*相談日は、特記のないものは祝日及び年末年始を除く。

相談内容等	相談日	相談時間	実施機関	電話番号	場所(会場)
消費生活相談 消費生活全般についての、問合せ・相談 (事業者からの相談・個人間の相談は不可)	月～金曜日	9:00～12:00 13:00～15:00	賀茂広域消費生活センター	0558-24-2299	〒415-0016 下田市中531-1 下田総合庁舎6階
		9:00～16:00	東部県民生活センター	055-952-2299	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階
			中部県民生活センター	054-202-6006	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階
			西部県民生活センター	053-452-2299	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1 浜松総合庁舎3階
	※県内市町の消費生活相談窓口一覧(https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/shohiseikatsu/shohiseikatsuinfo/1012487.html)も御確認ください。 ※消費者ホットライン(188)に電話をかけても、最寄りの市町の消費生活相談窓口などへ案内されます。				
	月～金曜日	11:00～13:00	(独)国民生活センター	03-3446-0999	〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22
表示相談 商品・サービスの表示に関する不審情報、 事業者からの表示方法に関する相談(景 品表示法)	月～金曜日	8:30～17:15	県民生活課	054-221-2189	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館6階
		9:00～16:00	東部県民生活センター	055-951-8207	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階
			中部県民生活センター	054-284-0062	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階
			西部県民生活センター	053-450-9009	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1 浜松総合庁舎3階